

405 介護予防通所リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の措置を講じていない場合 ・虐待防止対策検討委員会の開催及び周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待防止のための研修の定期的な実施 ・虐待防止措置実施のための担当者の配置	☐	該当	会議記録・研修記録・指針等
業務継続計画未策定減算	業務継続計画に従い以下の措置を講じていない場合 ・業務継続計画について従業者等に対し周知するとともに定期的な訓練及び研修を実施 ・定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じて業務継続計画の変更	☐	該当	BCP・研修訓練実施記録等
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
定員超過利用減算		☐	該当	
人員基準欠如減算		☐	該当	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	6月間のリハビリテーション実施計画を作成	☐	あり	生活行為向上リハビリテーション実施計画(参考様式)
	家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置	☐	該当	修了証
	終了前一月以内に、リハビリテーション会議を開催	☐	あり	プロセス管理票(参考様式)
	リハビリテーションの目標の達成状況を報告	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	利用者が生活の中で実践できるよう家族に指導助言	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び家族に伝達	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者宅を訪問し、生活行為に対する評価を概ね1月に1回以上実施	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	☐ 該当	
	疾病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認める利用者	☐ 非該当	
利用開始した月から 12 月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防通所リハビリテーションを行う	☐ 該当	
	入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある	☐ 非該当	
12月超減算の適用対象外 (いずれの要件にも該当)	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、その内容を記録するとともに、必要に応じ介護予防通所リハビリテーション計画を見直す	☐ 該当	リハビリテーション会議記録
	利用者ごとの介護予防通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報をLIFEを用いて厚労省へ提出し、リハビリテーションの提供に当たって必要な情報を活用	☐ 該当	
退院時共同指導加算	病院又は診療所を退院するにあたり、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を実施	☐ 該当	
	退院時共同指導の内容を介護予防通所リハビリテーション計画へ反映	☐ 該当	介護予防通所リハビリテーション計画
	退院時共同指導の内容を記録	☐ 該当	退院時共同指導記録
	退院1回に限り、当該共同指導後の初回の介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定	☐ 該当	
	介護予防通所リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合	☐ 併算定不可	

点検項目	点検事項	点検結果		
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	☐	あり	
	利用者ごとに医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行い、利用者又は、家族に結果を説明し、相談等に対応	☐	実施	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング (参考様式)
	利用者の体重を1月毎に測定	☐	実施	
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐	実施	
	栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	☐	非該当	
	定員、人員基準に適合	☐	適合	
栄養改善加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	☐	配置	
	管理栄養士等（医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮した栄養ケア計画の作成	☐	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐	あり	
	栄養ケア計画に従い管理栄養士等が（必要に応じて居宅を訪問し）栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	☐	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情報提供	☐	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	☐ 該当	※いずれも非該当であることが要件
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）	☐ 非該当	
	口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）	☐ 非該当	
	他の介護サービス事業所において、当該利用者について、すでに口腔連携強化加算を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（１）又は（２）に該当	☐ 該当	
	（１）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次の①及び②が該当	☐ 該当	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）	☐ 該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない	☐ 該当	
	（２）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次の①及び②が該当	☐ 該当	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	☐ 該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	他の介護サービス事業所において、当該利用者について、すでに口腔連携強化加算を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	☐ 配置	
	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行うこと	☐ 実施	
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	☐ 実施	
	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成	☐ なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐ あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	☐ あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマネ等への情報提供	☐ 3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	介護保険の口腔機能向上サービスとして、「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っている	☐ 該当	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	☐ 配置	
	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行うこと	☐ 実施	
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	☐ 実施	
	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	☐ なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐ あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	☐ あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマネ等への情報提供	☐ 3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行う	☐ 実施	
	介護保険の口腔機能向上サービスとして、「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
一体的サービス提供加算	栄養改善加算及び口腔機能向上加算のいずれの要件を満たすものとして、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施	☐	該当
	利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかを行う日を、1月につき2回以上設定	☐	該当
	栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定していない	☐	該当
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出	☐	あり
	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める	☐	実施
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の（１）又は（２）のいずれかに該当	☐	該当
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上	☐	該当
	（２）介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐	該当
	定員、人員基準に適合	☐	該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	☐	該当
	定員、人員基準に適合	☐	該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）又は（２）のいずれかに該当	☐	該当
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上	☐	該当
	（２）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	☐	該当
	定員、人員基準に適合	☐	該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
(共通) 介護職員等処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付
介護職員等処遇改善加算 I	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり
	10 (キャリアパスⅣ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が年額440万円以上(ただし、小規模事業所等で加算額は少額である場合などは、適用が免除されるため、計画書に理由を記載していること)	☐	あり
	11 (キャリアパスⅤ) 一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。 ※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出 ※訪問介護は特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐	あり
	12 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でⅤ(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり
	13 (職場環境要件) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり
	14 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり
	15 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知	☐	あり

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (キャリアパスⅣ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が年額440万円以上(ただし、小規模事業所等で加算額は少額である場合などは、適用が免除されるため、計画書に理由を記載していること)	☐	あり	
	11 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	12 (職場環境要件) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	介護サービス情報公表システム、ホームページ
	13 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	14 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	7 (キャリアパスⅠ)任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ)資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (月額賃金改善要件)賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	11 (職場環境要件)計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	12 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	7 (キャリアパスⅠ)任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ)資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (月額賃金改善要件)賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (職場環境要件)計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	11 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	